

令和5年度第2回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日 時 令和6年1月31日（水）午後1時30分

場 所 オンライン（県庁舎2階 第一入札室）

出席委員

- 有働 恵子 委員 東北大学大学院工学研究科 教授
小幡佳緒里 委員 弁護士
須藤 康英 委員 公認会計士
高橋雄一郎 委員 公認会計士
○富田 真 委員 東北学院大学法学部 教授
平井 百香 委員 東北大学大学院工学研究科 助手
松浦 月子 委員 仙台商工会議所 常任委員
◎吉田 浩 委員 東北大学大学院経済学研究科 教授
（◎は委員長、○は副委員長）
（齋藤幹治委員、光安理絵委員は欠席）

1 開会

2 挨拶

会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

発注工事等の抽出事案の審議について

抽出事案1 鳥谷坂排水機場災害復旧工事

矢ノ目揚排水機場災害復旧工事

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

平井委員：二つの工事の落札率、指名業者の参加率等をみますと、いずれも22者、20者の指名業者数ですが、どちらも入札に参加いただいたのが1者のみで、落札率が99.9%、98.4%と共に高くなっている点が気になり、抽出させていただきました。排水機、揚排水機という専門性の高い工事ではあるかと思いますが、20者程度指名して1者の業者しか応じてくれなかったということで、指名業者が入札に参加しにくい理由はなぜかというのが1点目。2点目として、排水機と揚排水機ということで、例えば大括りで発注するなどし

て、業者側の受注メリットを上げる方策等は検討されているかということ挙げさせていただきました。

北部地方振興事務所：(資料2により説明)

平井委員：今回の2件に関して、県の発注手続きに問題があったということではなく、既設設備のメーカーでないと実際には工事がしにくいという、業界の構造的なところが大きなネックだったと理解いたしました。

既設設備のメーカーでないと修繕しにくいということであれば、指名競争の手続きを踏んで広く工事の間口を開くというよりは、既設設備のメーカーと随契とを行う方法もありえるのかなという気がします。既設設備のメーカーでなくてもできること、実際に設置したメーカーでないとできないところの区分けについて、今後少しご検討いただくと良いのかなと感じました。

須藤委員：二つの工事の入札調書を見ていると、共通する業者がかなり多いと思うのですが、鳥谷坂の工事であれば株式会社南東北クボタが落札、矢ノ目は新菱工業株式会社が落札されています。そもそも落札するつもりがあれば、どちらの工事にも応札するということはないのでしょうか。この二つの入札調書にいずれの落札業者も名前が出てきていますが、両方に2者ずつ応札者として出てくるのかなと思いきや、それぞれが一つずつ落札しているような形になっているのは、どのような理由なのでしょう。

北部地方振興事務所：指名業者選定理由書をご覧いただきたいのですが、鳥谷坂はポンプ設備工事の実績件数の多い22者、矢ノ目は実績請負金額の多い20者を選んでいきます。内申者が違うため結果的に違う理由にはなっていますが、実績がある者から機械的に選んだ結果、その2者がたまたま20者以上に入っていて、両方の指名業者に入っているということでございます。

抽出事案2 総合運動公園宮城スタジアム災害復旧工事(その1)

総合運動公園宮城スタジアム災害復旧工事(その2)

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

富田委員：参加業者数が1者と少なく、落札率がそれぞれ99.8%、99.9%と非常に高くなっているところが特色なのかなと思い、その2つの工事の落札率が高くなっていることについて教えていただきたいということと、他の総合運動公園プールなどでは落札率が92.0%となっていて、そちらの工事と落札率等が違っていることについての理由を教えてください。

宮繕課：(抽出事案説明書により説明)

富田委員：質疑1に対する回答で、特殊な工事だということが理由として挙げられていましたが、どういう点が特殊だという風に考えられたのか、説明していただければと思います。

宮繕課：解体部分に応じた特殊な工法ということで、一般的に鉄筋コンクリート構造物の解体というのは、砕いて壊すというのが一般的ですけれども、今回の工事については、被災した躯体の一部分だけを解体して他の部分は残すという工法を採用しており、砕くというのではなく、切断するというような解体方法を使っており、この点が他の解体工事とは違って特殊となっています。それともう一つ、一部既存躯体を残して新たに再構築するというので、既存躯体部分を接着しやすいように、表面を目荒らしと言って少しギザギザにするということが必要になってくるのですが、既存躯体に振動を与えずに、コンクリートのみを研るという特殊な工法を採用しております。そういったところでも特殊な機材を使ったりというような工法を採用しています。このあたりが特殊な部分と言えるところです。

富田委員：質疑の2ですが、プールなどの工事の方は工夫をしながら工事を進めたので落札率としては低く抑えられ、それと比較するとスタジアムの方の落札率が高くなっているように見えるという相対的な関係にある、スタジアムの方の落札率が顕著に高くなっているということではない、ということですね。

宮繕課：そうですね。

富田委員：わかりました。ありがとうございます。

審議再開・委員会からの意見まとめ

吉田委員長：委員会としての意見ですが、工事の説明をいただいた結果、手続きは適正であったと結論付けました。

案件1は工事そのものというより環境ですね、災害関係というのがあって、時間が切迫していたという意味で特殊であった。案件2は、工事そのものが、既存のところを残しながら切断して改修するという難しさ、簡単な工事ではないという特殊性があったことについて納得しましたので、手続きは適正であったと判断いたしました。ただ、案件2については、プールの工事の方は業者が

コストを下げるような工夫もしているということだったので、できれば業者ともう少し対話しながら、コストの削減の可能性について今後追求できるようにしていただきたい、ということをお付帯意見として述べたいと思います。

以上でございます。今回の意見等も参考にして、今後も事務を適正に進めていただきたいと思っております。

4 報告

(1) 建設工事における法定福利費の適切な支払のための取組について（令和6年4月適用）

（資料4により説明）

(2) 建設工事等の入札執行の状況について（報告）

（資料5～8により説明）

令和5年度の入札執行の状況について（R5.9月末現在）

入札方式別発注工事について（R5.4.1～R5.9.30）

入札方式別発注建設関連業務について（R5.4.1～R5.9.30）

指名停止の措置状況について（R5.4.1～R5.11.30）